

請願・陳情について解説します

町政について要望や意見などがある場合、町議会に対して、請願書や陳情書を提出することができます。町民の皆さんに限らず、どなたでも提出することができます。

議員の紹介があるものを「請願」、ないものを「陳情」と区別しています。提出するときは、次のことを参考にしてください。

記入例

(表紙)

用紙はA4サイズ邦文で記載してください。

あて先 平成 年 月 日
 玉村町議会議長 ○○ ○○ あて 提出年月日 ※持参日

必ず一人以上の玉村町議会議員を紹介議員とします。
 ※陳情には必要ありません。

請願者 (陳情者) 住所 氏名 印
 紹介議員 氏名 印

○○○についての(を求める、に関する)請願 (陳情)

(要旨) 理解しやすく簡潔な文章で記入してください。場所の表示が必要な場合は、地図等を添付してください。

(理由)

提出にあたって注意すること

- ・必ず邦文で作成してください
- ・原本を提出してください
- ・原則、持参してください。(郵送により提出された場合は、委員会に付託して審査を行わず、参考配布として取り扱います。)
- ・玉村町議会では随時受け付けていますが、定例会開会日8日前までに提出してください。(それ以降に提出されたものについては、次回の定例会で審議することになります。)



審査結果の用語解説

採 択 請願・陳情の願意が妥当であり、法令上、行財政上実現性がある場合に、議会として案件に賛同した意思決定のこと。

不 採 択 内容が町の事務に無関係なもの、議会の権限外のもの、および願意に賛成できず実現の可能性がないような場合において、案件を取り上げようがないとした意思決定のこと。

趣旨採択 願意については十分理解できるが、当分の間は願意を実現することが不可能である場合において、「趣旨には賛成である」という意味の議決のこと。採択に近い。

一部採択 内容が数項目にわたっているような場合において、その一部については認めにくい、全体を不採択にするのは穏当ではない場合、一部の項目または部分採択すること。

継続審査 審議事件の性質、内容等、背景となっている事情の変更、政治的配慮などから当該会期中に結論を出さず、継続して審査することが望ましいと判断し、閉会中もなお審査すること。

審議未了 会議に付議された案件が当該会期中に議了せず、継続審査の決定もなされないままに会期を終えるに至った場合のこと。案件が審議未了となった場合は、廃案となる。